

コイルセンター事業へ奨励を与える

2004年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. S. 12 / 仏暦 2547 年(2004)

件名 コイルセンター事業へ奨励を与える。

コイルセンター事業の権利恩典を増補することを受当と見なし、仏暦 2520 年投資奨励法第 16 条、第 2 段による権限に基づき、

1. 投資委員会布告 No. 2 / 2543、仏暦 2543 年 8 月 1 日付け 件名、奨励を付与する事業の種類、規模、条件の末尾の奨励を与える業種表の第 2 類の業種 2.18 の条件を廃止し、代わりに以下を使用するものとする。

業種	条件
2.18 コイルセンター	1. 第 36 条の(1)および(2)による権利恩典をあたえる。 2. 税に関係のないその他の権利恩典を与える。

2. この布告が有効となる前に、前述の業種を実行している奨励受理者は、第 36 条(1)および(2)に関する増加した権利恩典を申請できる。
3. 奨励を受けず、前述の事業を行なっている者の場合には、第 36 条(1)および(2)による権利恩典をえるために、奨励受理の申請を提出することができる。

これらに関しては、仏暦 2547 年(2004 年)11 月 29 日から有効である。

布告日 仏暦 2547 年(2004 年)12 月 28 日

陸軍大将
チャバリット・ヨンチャイユット
副首相
委員会議長代行

注:この布告は、2004 年 12 月 28 日に投資奨励委員会によって布告されたものの仮訳であり、使用にあたっては、タイ語の原文を参照願います。